

蒲郡市議会3月定例会 松本まさなりの代表質問

行財政改革

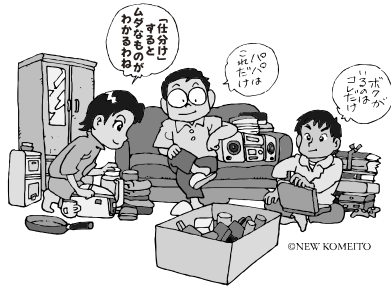
指定管理者制度実施計画の推進を

指定管理者制度実施計画の推進について市の取り組みを伺う。

平成18年度開始した指定管理者制度は、40の公共施設について実施をした。平成21年度には、市営住宅、図書館の2つを掲げている。新定員適正化計画の達成には不可欠となるので、積極的な検討をし、前向きな形で進めてまいりたい。

事務事業評価の推進を

事務事業評価による事務効率化は重要であり、来年度は2順目を終了するが、今後の取組について伺う。



事務事業評価制度は今年度、ねたがり老人等手当支給事業など3つの事業の廃止・凍結、絵手紙大賞開催事業の協働での実施など具体的な成果も出し、行政改革のツールとして有効に機能している。来年度には、事務事業評価よりも大きな単位である施策評価について研究を進め、平成21年度以降に実施できるよう進めてまいりたい。

蒲郡市財政健全化改革チャレンジ計画の推進を 地域活動奨励金等の見直しは

懸案事項である「地域活動奨励金等の見直し」について今後の検討の考え方を伺う。

地域活動奨励交付金は平成18年度に30%の削減を行なったが、各総代区や常会の活動に影響を及ぼしているとの意見が多く、平成20年度も19年度と同額の4,45万円を交付する。総代区が果たす役割は大きなものになってきている。総代区の活動が衰退することのないよう、委託内容と委託料の見直しを合わせて、協議していく。

公共施設の廃止・削減及び見直しは

蒲郡市財政健全化改革チャレンジ計画には、「公

共施設の廃止・削減及び見直し」の項目がある。今後のどのような方法で進めて行くのかを伺う。

公共施設は、市民プールや水族館など、様々なものがある。施設によっては、老朽化による建替えが必要なもの、あるいは統廃合の検討が必要があるものがある。現総合計画の目標年次は2010年であるが、新総合計画策定作業の中で、公共施設のあり方について検討をしてみたい。

財源確保の推進を

道路特定財源の影響は

ガソリン税など道路特定財源の暫定税率が廃止されると、地方財政や住民生活に重大な影響を及ぼす。市民生活への具体的影響について市の考えを伺う。

国の道路予算は、暫定税率の廃止により、直轄事業などは約4000億円まで減少して、国道23号蒲郡バイパス、国道247号中央バイパスにも影響する。本市の平成20年度当初予算ベースでの試算によると暫定税率廃止により2億9千400万円の減収となる。こうした影響は、通学路の歩道整備などの交通安全対策、舗装のし直しや道路清掃などにも影響を及ぼし、さらには福祉や教育といった行政サービスへのしわ寄せも考えられることから、ぜひとも回避していきたい。愛知県とともに国及び関係方面へ強く暫定税率維持を訴えていく。

ふるさと納税の導入は

ふるさと納税制度を活用し、財源確保に努めるべきと考えるが市の考えを伺う。

「ふるさと納税」で寄附していただける方に対して、寄附を受ける地方団体として寄附の使い途を明らかにし、それがどのような成果に繋がるのかをホームページなどによりアピールすることにより、多くの方から寄附をお願いしていきたい。

コンビニでの市税収納は

コンビニでの市税収納導入が各地で進んでいるが、市の考えを伺う。

「コンビニ収納」については納税者の納付機会の拡大といった趣旨から実施の方向で考えている。「コンビニ収納」のためのシステム改修費として、2千万円近くの費用の捻出の問題や、コンビニ収納に伴う取扱手数料が、口座振替に伴う手数料よりも高くなること等考慮の上で、進めていきたい。

クレジットでの市税収納は

カード収納については、平成18年3月、法的に可能となったが導入の検討状況を伺う。

将来的には導入を図る必要があるが、そのための準備として、種々の情報収集に努め、引き続き実施に向けて研究していく。

広告収入の推進を

広告収入確保の進め方について考えを伺う。

10月から広報がまごおりと市のホームページに有料広告の掲載を始め、この1月からは市民課の住民票等の持ち帰り用の封筒に広告の掲載を開始し、3月中には、市から発送する市内用郵便の封筒にも有料広告入りのものを使い始める予定である。これらに広告を掲載することにより、現在までに総額430万円ほどの効果を得ている。市の公共性が損なわれない範囲で順次進めてまいりたい。

市民病院の機能維持を

病院経営改革委員会の成果と課題は

市民病院経営改革委員会が設置され、平成18年6月答申がされたが、成果と課題について伺う。

7:1看護基準によって入院収益が上回り、収入の確保につながった。答申を受けた時点での病院の運営状況と現状とは、大きく変化をしているので病院を持続していくということを最優先の課題としてとらえ、このために最大限努力していく。

公立病院改革プラン策定委員会の組織は

公立病院改革プラン策定委員会が地域住民に開かれた議論を行うとともに、改革プランの中身が多くの市民の納得を得る内容になっていくことが重要である。策定委員会の組織についてはどのように考えているのかを伺う。



庁内組織としては、病院長をトップに、院内の各種の職種から責任のある位置にある者を集め、これに財務や企画といった本庁部署の実務担当者を加えたものになる。また外部の有識者による会議については、市長をトップに、地元医療関係者、大学及び外部のアドバイザー、公認会計士などの方々に、市の幹部職員を加えたものになる。市民の意見を伺う機会をどう確保していくのかに

ついても協議をしてみたい。

経営効率化に関する現状と今後の対策は

市民病院の経営効率化に関する現状と今後の対策について考えを伺う。

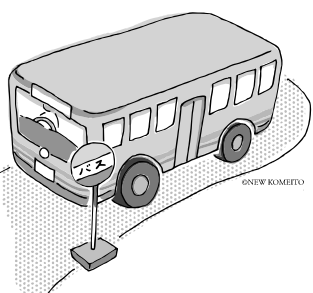
国が必須項目としてガイドラインに掲げている経営効率化に関する比率について、平成18年度決算統計からは、経常収支比率:91.5%、職員給与比率:56.5%、病床利用率86.4%である。医師をどの程度確保できるかによってシミュレーション設定は大きく変わり、経営の効率化を達成するための最大の課題は、医師確保にある。

高齢者の足確保対策を

市内路線バス「市役所通線」の路線廃止は

市内路線バスを運行している「市役所通線」の路線廃止の申し出があり、4月1日より廃止が予定されているが、詳細と今後の対応はどうか伺う。

市内を運行している路線バスには、国と県が半々で運行の赤字部分を補助している生活交通路線バスと市が単独で赤字部分を補助している市内特定区画バスがある。今後、「市役所通線」は、廃止となるが、市民病院から丸山住宅までについては以前より充実される。しかし、形原温泉や金平地区など、一部影響を受ける所もある。



「乗合タクシー制度」の導入は

乗合タクシーは、バス路線に比べ運行コストが低く、利用者のニーズにも対応しやすい。高齢者足確保対策として「乗合タクシー制度」の導入の考えを伺う。

公共交通による移動手段がなくなってしまった市町村では、乗り合いタクシーやコミュニティバスなどを導入したと聞いている。徐々にバス路線廃止の申し出がされるなか、バス路線空白地域が増えて行くことから、高齢者等の交通弱者の足の確保について、安全安心課が中心となり、研究している。提案された乗り合いタクシーも一つの案として、道路の整備状況とも合せて、高齢者等が乗りやすく、利用しやすい方法を前向きに検討していく。

地域の安心・安全の取り組み

地域安心安全ステーションの取組みは

問 自主防災組織を核にした地域安心安全ステーションの取組みが進められているが市の考えを伺う。

答 地域安心安全ステーションは地域コミュニティの住民パワーを生かし、地域の安心・安全を構築するため、地域の様々な団体が広域に連携し、自主防災組織等を核に防災・防犯活動を行うものである。西浦地区では、不審火が多発したことから自主防災会を中心に2月から防犯パトロールを実施しており、このような取組みが他の地域にも広がっていくことを願っている。まずは自主防災会、防犯パトロールの活動充実を図り、さらに連携したひとつの組織となっていければと考える。

災害時要援護者支援策の取組みは

問 災害時に自らの身を守ることが困難である高齢者や障害者等、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが、喫緊の課題として自治体に求められている。蒲郡市の今後の方向性、課題、取組みについてはどのようなか伺う。

答 要援護者の対象としては、主にひとり暮らしの高齢者と障害者になるが、情報共有を同意いただく「手上げ方式」で要援護者情報を収集・整理し、関係機関・部局と連携しながら、福祉部局が主体となり取り組むたい。蒲郡市が取り組む際の課題として、一つは、いざという時に、要援護者に声を掛け、避難を手助けする「地域支援員」を誰にお願いするのか。二つ目は、地域で名簿を共有する上での個人情報保護の問題である。当面は平成20年度から具体的な取り組みに努めてまいりたい。



©NEW KOMETO

小規模企業の支援を

問 特に厳しい小規模事業者に対する支援についてどのような取組みを行っているのか伺う。

答 5年間で516事業所11.3%の減少となっており事業者の減少傾向に歯止めはかかっていない。相談体制については、蒲郡商工会議所で、巡回窓口相談指導、専門指導、金融斡旋、社会保険等の

事務代行等の事業を行っており、市では補助金を支出している。また、愛知県といっしょに商業振興資金の融資制度を設けており、保証料の一部を補助している。この他に、セーフティネット保証に該当する場合、蒲郡市長の認定書を添付することにより他の県融資制度等を利用することができる。商工会議所事業、市事業に対して、今後もPR活動を一層推進していく。

教育の充実を

新学習指導要領の対応は

問 文部科学省は2月、幼稚園から中学校までの新学習指導要領案を公表した。主要教科で中学校の授業時間を1割増、学習内容も増やした。どのような取り組みをしていくのか伺う。



©NEW KOMETO

答 学習指導要領の改訂では、「生きる力」を育むために必要な、「自ら学び、自ら考える力」を育てるために、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」と「習得して得た知識・技能を実生活で活用する力を身につける」ことに十分な時間をかけるべきだという考えが示され、授業時間数増は、この考えが基になっている。平成21年度から移行措置となり、平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で全面实施となる。それに備えて次年度から、評価基準の見直しや改訂等に取り組んでいく。

特別支援教育の充実を

問 来年度から指導補助員が全校に配置される。特別支援教育の充実をどのようにしていくのか伺う。

答 本年度、特別支援教育体制推進事業連携協議会を設立し、学識経験者や福祉関係者、特別支援学校、保育園、障害者センター、保健センター、保護者等の代表者などが、生涯にわたって子どもたちを、本市のあらゆる立場から支援していく体制を整えた。今後、この組織が有効に機能していくように努めていく。さらには、次年度は特別支援教育指導補助員の研修にも心がけたり、特別支援教育に関する学生ボランティアのあり方や、特別支援学校の先生方との連携のあり方も、抽出の学校で調査研究したりして、特別支援教育の充実の一助にしていく。

学校支援ボランティア活用事業は

問 文部科学省は「学校支援地域本部事業」を中学校区単位に推進、教員の不足や忙しさを補うため、保護者や教育への意欲・能力をもつ人材など地域住民が積極的に学校支援活動に参加することを積極的に促している。学校支援ボランティア活用について市の取組みに対する考えを伺う。

答 本市の小中学校は、すでに地域の皆様に、たくさん学校現場に入って頂いている。次年度1年間かけて、この「学校支援地域本部事業」について、学校教員と生涯学習課で検討したい。しかし、今、学校がほしい情報は、人材のバンクおよび登録であり、こんな人がほしいときには、その登録を見て、各学校が、その団体や個人をお願いをしていくというものである。学校教育部門に関するGCSLの拡充・独立化を図ってほしい。この「学校支援地域本部事業」と同じ役割を果たすことが可能である。

少子化対策の推進を

子ども施策の窓口一本化は

問 子どもの成長に合わせた支援や相談に関する窓口の一本化が必要との観点から市の考えを伺う。

答 子どもに関するすべての窓口を一本化し、利用者の利便性を考えて市役所の1階に置くことが良いことは理解できるが、人員や場所の確保が難しく現状では難しい。しかし、保育園と幼稚園についての窓口を一元化することについては、就学前教育の観点から一度、検討してみたい。

次世代育成支援の課題は

問 「ほほえみプラン21」は、平成17〜21年度を前期として計画が推進されている。未実施の施策についての課題を伺う。

答 前期計画の中で実施するものとして、休日保育と病後児保育はまだ実施していないが、平成20年度中に実施に向けた検討をして、21年度には実施していきたい。また、ファミリー・サポート・センターは、改めて、後期計画において実施方法についても検討していきたい。

母子家庭支援の拡充は

問 児童扶養手当は、4月から一部削減の予定だったが凍結され、継続して支給を受けられる。市の母子家庭支援の取組みについて伺う。

答 母子家庭に支給される児童扶養手当は、事由届出

書を提出する事により、以前と同様の手当を受給できる。該当者には毎月、通知を出していく。母子家庭の母親への対応として、家庭や就業相談にあたる母子自立支援員を配置し支援にあたりたい。また就業支援としては職業訓練のための講座や資格取得のための給付があり利用を促している。今後さらに自立支援を促していきたい。

子育て家庭優待事業は

問 子育て家庭優待事業は地域企業の協賛により、経済的支援と地域における子育て支援から有効な支援策である。準備状況と今後の予定について伺う。

答 子育て家庭優待事業は、平成20年6月1日から開始の予定で進めている。ホームページや広報3月号で協賛店舗募集の周知をし、申し込みの受け付けを3月3日から始めている。協賛店舗にはステッカーを配布し、5月の広報において「子育て優待事業」の特集記事を掲載し、市民に周知をしていく。5月中旬に保育園・幼稚園・各小中学校を通じて、「はぐみんカード」を配布したい。その際、「はぐみん優待シヨップ一覧表」を作成し、配布をしていく。

妊婦健診の拡充と里帰り健診は

問 妊婦健診は2回から5回に拡大されるが、健診内容はどのようなものか。また、県外での里帰り健診について、市ではどのように対応するのか伺う。

答 妊婦健診の5回の健診内容は、1回目は一般健康診査に加えて梅毒血清反応検査、HBS抗原検査を行い、2回目以降は一般健康診査を行う。また、出産予定日に、35歳以上である方の場合、2回目の健診の際に超音波検査も行う。里帰りして県外で受診される場合もあるので、県外受診もできるようにしたい。その方法としては、県外で、市の決めた健診項目を実施した場合、償還払いの方法で、公費負担ができるようにしたい。この県外受診については、乳児健康診査についても同様の扱いにしたい。



©NEW KOMETO

発行 松本まさなり事務所

形原町北淀尻19番地15
TEL 576999